

別表第1(第3条関係)

(一部改正〔昭和60年規則42号・61年81号・平成元年69号・2年45号・8年17号・11年29号・20年26号・21年34号・24年47号〕)

- 1 廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表(以下「令別表」という。)第1に掲げる特定施設(以下「特定施設」という。)である廃ガス洗浄施設を除く。)
- 2 湿式集じん施設(特定施設である湿式集じん施設を除く。)
- 3 脱脂施設(令別表第1の第65号に掲げる施設を除く。)
- 4 プラスチック製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 混合施設
  - ロ 成型施設
- 5 新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 自動式印刷施設(自動式フィルム洗浄施設および自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。)
  - ロ 混合施設
- 6 化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 混合施設(特定施設である混合施設を除く。)
  - ロ 混練施設
  - ハ 反応施設(特定施設である反応施設を除く。)
- 7 研究、試験または検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(令別表第1の第68号の2および第71号の2に掲げるものを除く。)
  - イ 理化学実験検査施設
  - ロ 生化学および微生物実験検査施設
- 8 旅館業法に基づく下宿(定員が100人以上のものに限る。)の用に供する調理施設
- 9 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下「総床面積」という。)が160平方メートル以上500平方メートル未満の工場等に係るものに限る。)
- 10 弁当仕出屋または弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が120平方メートル以上360平方メートル未満の工場等に係るものに限る。)
- 11 飲食店(次項および第13項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が100平方メートル以上420平方メートル未満の工場等に係るものに限る。)
- 12 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が150平方メートル以上630平方メートル未満の工場等に係るものに限る。)
- 13 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が360平方メートル以上1,500平方メートル未満の工場等に係るものに限る。)
- 14 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300未満であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ちゅう房施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 入浴施設
- 15 地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置する施設であつて、次に掲げるもの(特定施設である卸売場および仲卸売場を除く。)
  - イ 卸売場
  - ロ 仲卸売場
- 16 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するのをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が650平方メートル以上800平方メートル未満の工場等に係るものであつて、自動式車両洗浄施設でないものに限る。)
- 17 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が51人以上500人以下のし尿浄化槽に限る。)